

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正及び協議会長の選任（案）について

1 現状

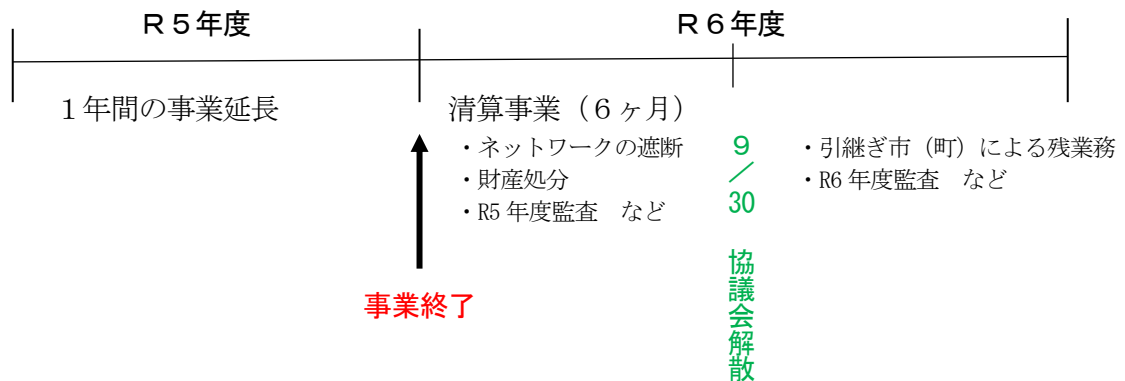
協議会長の選任は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程第9条第2項の規定により、「会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者のうちから、委員の互選によって定める。」と規定されている。

こうした中、現加藤会長（北埼玉医師会長）は、本年6月14日をもって、北埼玉医師会の代表者を退任される予定とのことである。

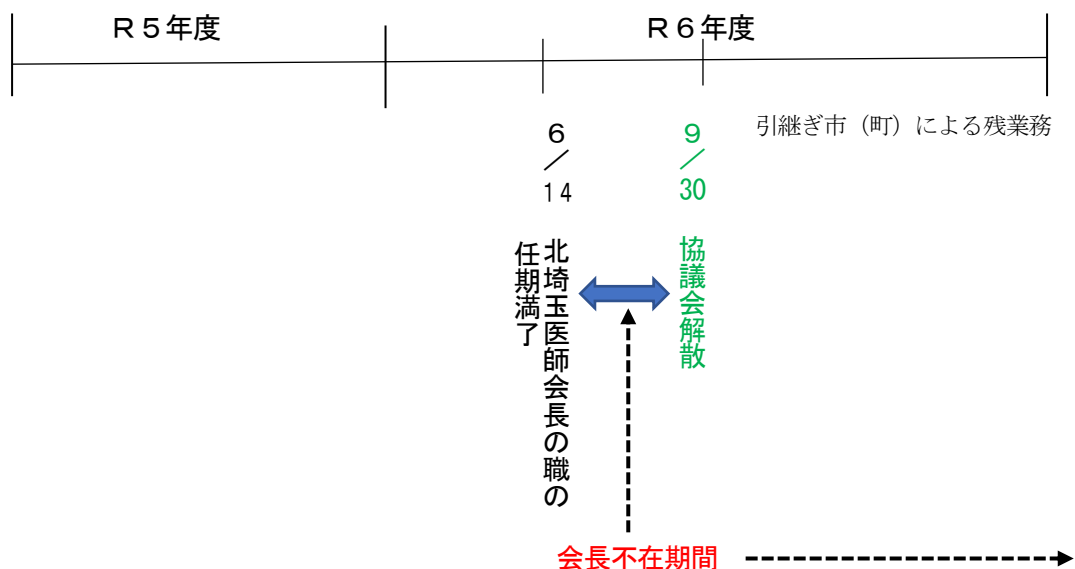
ご承知のとおり、協議会はその後、約3か月強で解散（9月30日）し、清算事業のうち残業務に入ることから、これまでどおり、現会長（北埼玉医師会長）に引き続き会長職を担っていただき、残業務を円滑に遂行したいと考えている。

ついでには、協議会規程の一部を改正し、新たに会長を選任することについて、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものである。

○ 協議会事業



○ 協議会長の任期（北埼玉医師会長の職）



2 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部改正（案）について

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程（平成23年8月22日制定）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を次のように改める。

会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者（前代表者を含む。）のうちから、委員の互選によって定める。

附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行する。

（参考） 新旧対照表

（委員）

第5条 当団体の委員は、次に掲げる組織の代表者とする。

- (1) 医師会（北埼玉医師会、加須医師会、南埼玉郡市医師会、北葛北部医師会）
- (2) 歯科医師会（北埼玉歯科医師会、埼玉葛歯科医師会）
- (3) 薬剤師会（加須市薬剤師会、羽生市薬剤師会、久喜白岡薬剤師会、幸手薬剤師会）
- (4) 自治体（行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）
- (5) 事業実施者
 - ① 北埼玉医師会立メディカルセンター
 - ② 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院
 - ③ 社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院
 - ④ 社会医療法人壮幸会行田総合病院
 - ⑤ 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院
 - ⑥ 医療法人土屋小児病院
 - ⑦ 医療法人徳洲会羽生総合病院
 - ⑧ 独立行政法人国立病院機構東埼玉病院
- (6) 加須保健所
- (7) 幸手保健所
- (8) その他、当団体に委員として加入したい旨申込を受け、総会の承認を得た団体又は組織

（役員の種類及び定数）

第9条 当団体に、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 9名
- (3) 監事 2名以内

2 会長は、第5条に規定する医師会又は自治体の代表者（前代表者を含む。）のうちから、委員の互選によって定める。

3 監事は、委員以外の者とする。

第10条 会長は、総会において選任する。

3 協議会長の選任（案）について

- (1) 選任したい者 加藤 誠 氏（現 北埼玉医師会長：協議会長）
- (2) 任期 北埼玉医師会長の職の任期満了の翌日から協議会の清算事業（決算業務）が終了した日まで